



## 肥料取締法における肥料の表示について説明会並びに研修会開催

「平成27年度肥料取締法における肥料の表示について 説明会並びに研修会」を3月25日、東京都千代田区の法曹会館において開催致しました。当協議会会員等58人の方々にご参加いただきました。

来賓として、農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料企画班課長補佐の高橋賢様、同班係員の長谷川正憲様、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部の方々にご出席頂き、肥料取締法における肥料の表示等についてご説明いただきました。

説明会終了後には研修会として、有限会社清香園の山田香織様に「盆栽のこれから」を演題にご講演いただきました。盆栽の歴史や鑑賞方法、管理の仕方、後世に残していくための提案や取り組み等について、多数の写真を交えながらお話をいただきました。



### 小森強志会長あいさつ

この会は農林水産省の方々をお招きして、年に一回公定規格の変更点を含めた様々なディスカッションをさせて頂いております。ぜひ様々な方々にご参加頂き、肥料用土業界全体が盛り上がり上げれば良いと日頃より考えております。

当協議会はこの業界全体の安全安心、また業界全体が健全な発展をしていきたい、という意義の下活動を行っており、その目的のために結成されております。我々が良質な肥料・用土を作り、お客様が安心して使えまた楽しんで頂ける、そうでなければ我々の業界というのは決して発展しないのではないかと考えております。そういう意味では、業界の個々の企業が自分たちで安全な肥料、または肥料取締法に則した安心な商品を作る、そしてそれを小売の方々に販売して頂く、という役目を我々はしっかり持っております。安心安全がないとなかなか家庭園芸肥料の業界、またはそれを取りまく環境は発展しないのではないかと考えております。当会が少しでも安心安全、または業界の健全な発展に寄与出来れば良いと思ひながら、日々活動しております。



### 来賓祝辞

農林水産省 消費・安全局農産安全管理課  
肥料企画班

高橋賢 課長補佐

日頃から肥料の品質保全にご協力頂きまして誠にありがとうございます。簡単に現状についてご説明申し上げたいと思います。

昨年10月にT P Pの協定が大筋合意になったということで、11月に関連する大綱が決定しました。この大綱では、我が国のこの分野についてただ守るだけでなく、協定の締結をチャンスとして国内外の市場を取り戻し、その一方、輸出に対しても評価して成長産業化を進めていくこととされています。攻めの農林水産業ということで、わが国で生産される農産物が良質で安全であるためには肥料は重要な資材であるということです。

一方で、全体の農産物の価格を下げるには肥料の価格、あと農業者の利益を上げるために農業資材、肥料飼料、農業機械、そういうものに関して低減を図っていかねばならないということで、農林水産業骨太方針策定P Tということで、その中で資材部の関係の検討も進めています。



### 日本フラワー&ガーデンショウに出展

協議会の活動の一環として、今年も2016日本フラワー&ガーデンショウに出展いたしました。26回目となる同ショウは公益社団法人日本家庭園芸普及協会が主催されているもので、4月22～24日に初めて横浜市のパシフィコ横浜で開催され、5万9525人が来場してにぎわいました。協議会では会場内にブースを出展し、肥料・用土の知識や協議会の活動、F A M I C（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）様の紹介、サンプル展示等を行いました。

# 肥料取締法における肥料の表示について

## 肥料取締法違反に至った原因と再発防止策

今回の事案について説明させていただきます。昨年11月にある業者が肥料の表示の偽装を行って長期に渡り販売していたという事実が判明しました。何が一番大きな問題点だったかという、無機の原料を使用していたのに有機の原料を使用しているかのように記載していたということです。

こちらは肥料取締法上でいえば「表示を改めてください」「正しいものにしてください」「入れているものはその通り表示してください」で済むんですけど、有機JAS、特別栽培を行っている農家さんは表示を信頼して肥料を使用し、認証を付けて農産物を販売していますから、そういうものに絡んでしまったということから大きな事案になってしまいました。農業者、または、加工業者、消費者の批判を買い、肥料業界の信頼が損なわれてしまったところなんです。

これを回復するために、皆様にも昨年11月に通知を出させていたしております。自主的に点検してくださいとお願いしているところです。FAMIC側としても、改善した方法により立入検査を行い、これまでよりも時間のかかるものとなっています。

肥料業界の信頼について回復していくということで、重要なことですので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

### 1. 立入検査の結果

どういう事案があったのか。まず一つ目、立入検査の結果ですけれど、11月末から連続して7社の会社に入っております。7社中7社、銘柄数が1460のうち626件について違反があった、原料の種類記載の不適合ということなんです。こちらは法の20条にかかってくるものということです。数は多いのですけれども、大半が大きな1社のところなんです。違反の内容ですが、保証票の原料の記載として、重量の大きい順に原料が記載されていない、原料として記載されているのに使用されていない、原料として記載されていないのに使用されていた。これらの3つが主なものです。

二つ目は原料又は材料の使用不適合。これはどういうものかといいますと、登録した普通肥料を配合して生産される、指定配合肥料、これは登録を取ったもの同士を混ぜて、届出だけでいいというシステムですけど、登録を取ったもの以外を入れたということです。それで違反になる。それが1460銘柄中76銘柄。

次が三つ目。保証成分の不足です。指定配合肥料の主成分、窒素・りん酸・カリの量が保証票が保証している成分値に満たない。だから設計上ですでに満たしてない、そういう事例がありました。これが法の20条の違反ということなんです。87銘柄ありました。

この中の、一つ目、三つ目。指定配合であれば、表示を適正にしてもらえればいい。二つ目については、肥料を適

正に処分するということです。処分と書いてありますけれど、指定配合肥料として使うことはできないということになります。指定配合肥料として流通することはできませんが、一度開封してもらくなりして、肥料原料として再利用してもらう分には構わないと思います。その代り、その原料がはっきりしたものでないと、次の肥料に配合することもできません。ある程度中身がはっきりしたものであれば、使用も可能になるのではないかとこのところなんです。

## 2. 肥料取締法違反に至った原因

原因はどういうことから起きたのか。

○少量多品種販売による営業戦略が無理な生産を工場に強いた結果、工場は納期に間に合わせるために、作りやすさを優先させ登録時の設計と異なる生産を行った。

○工場から独立した品質管理部門の設置など、不正行為のチェック体制が整っていなかった。

○新たな肥料の設計をする場合や既存の肥料の設計を変更した場合の設計部門、製造部門、管理部門等の部門間の連携・確認体制が整っていなかった。

○社内教育・研修が行われておらず、肥料取締法、表示のルールについて、知識が乏しく、コンプライアンス意識もなかった。

○生産現場のことは生産現場に任せるといった縦割り意識。

## 3. 再発防止策

以下、再発防止です。

○製造部門と営業部門との間での意思疎通。例：製造部門と営業部門との間で定期的な会議を開催し、製造部門の生産能力の共有、生産者視点の把握。

○品質管理部門の設置。例：製造部門から独立した品質管理を行う部門を設置し、監査等により不正の発見、防止。

○全ての製造設計書、保証票等を確認する体制の整備。例：複数部署で連携し、全ての製造設計書、保証票等を確認する体制を整備し、不正の発見、防止。

○法令遵守の意識や生産者視点を持つことができるよう研修の実施。例：役員を含めた社員全員を対象として、肥料取締法、関連法令（表示のルール等）、コンプライアンスについて知識と理解を深める研修の実施。

○内部通報制度等、不正を通報しやすい環境の整備。例：社内だけでなく、社外（弁護士）にも通報窓口を設ける。

○不正行為、違法行為等に対する厳正な処分。

こういうことに関して再チェック、確認作業をしていたら、こういう事態にならないように、社内勉強会とか研修会とかを行っていただきたいと思っています。

【参考】FAMIC ホームページの肥料・土壌改良資材のページに「表示の手引き」が掲載されています。

[http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2\\_hyoji/sub2\\_hyoji.html](http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_hyoji/sub2_hyoji.html)

# Q&A

【Q1】表示に変更があった場合の流通在庫への対応はどのように行えばよろしいでしょうか（修正や訂正）

(A) 表示が誤った肥料が流通していることがわかった場合、表示者の責任において訂正する必要があります。なお、消費者が保有する肥料であっても対象になります。表示の改め方としては、袋を入れ替えるかシールを貼っていただくかということになります。

【Q2】法改正に伴う表示変更があった場合の、製品在庫や袋在庫の使用についてはどのように対応すれば良いでしょうか

(A) 流通しているもの、施行前に出荷しているものに関しては修正の必要はありません。法改正する場合は大抵、施行までに一定期間をおいています。その期間内で訂正をしていただくということです。過去に、肉骨粉においても同じようにさせていただいております。

【Q3】肥料登録については、平成28年度よりオンライン申請のための新システムが導入されるとうかがっています。この新システムの導入予定時期（何月か）や、新システムでの申請概要を教えてください。

(A) 平成28年度から肥料の登録申請を支援するシステムとして新システムの運用を開始するということになっています。あくまでも、登録申請支援システムであって、オンライン申請が開始されるということではありません。当該システムの利用者数の増加傾向を注視しながら、今後、オンライン申請として開始できるよう調整していきたいと考えています。当面は新システムのモニターを募集して、当該システムの利用方法を習得していただくことを考えております。モニター募集については来年度行う予定ですが、募集方法については別途ご案内をさせていただきます。

【Q4】4月1日より、肥料および農薬の申請手数料が大幅に上がる予定です。従来から肥料登録は郵送による登録申請も受け付けており、農薬についても4月より収入印紙を添付した申請書を事前に一般書留で送付する、ということができるようになるということ、高額収入印紙を申請者がFAMIICに持参するリスクは解消されます。しかし、担当者が多額の現金を持って印紙を購入することに伴うリスクは残ったままです。将来的にこのリスクが解消されるようご検討いた

だけないでしょうか。

(A) これはどちらかというと肥料より農薬の方の問題だと思えます。肥料については、申請支援システムはできましたが、まだ電子納付はできない状態です。将来的には電子納付できるように検討しているところで、もうしばらく待っていただくことになります。一方、農薬の担当に聞いたのですが、今後皆様から要望があったときに、その要望を受けて検討して参りたいとうかがっています。

【Q5】最後のBSE発生から10年が経過し、肥料からの発生リスクはさらに下がったと考えます。BSEの発生予防するための措置を行う方法が定められました。

①食品リサイクル法により、食品工場からも、牛由来たん白質由来の肥料原料が産出されます。食品として、生産される際に、安全が確認されている原料において、肥料使用の際に、新たに、予防措置が必要になった理由は何でしょうか。

②海外では、牛由来の食品副産物は、どのように利用されているのでしょうか。

(A) おっしゃるとおり、現在、我が国において新たなBSE発生リスクはほとんどないといっていい状態まで下がっています。しかし、これは、動物由来のタンパク質を牛に与えないようにする飼料規制や肥料規制がきちんと行われているからです。

①に関しては、食品からは基本的には特定危険部位（SRM）は取り除かれています。食品工場では脊柱がついた枝肉が使用される場合があること、そういった食品工場では排出される脊柱が肥料原料に混入しないかどうかの確認（農林水産大臣確認）が必要です。また、現在流通している動物由来タンパク質を含む食品を食べることは、人にとっては安全ですが、牛にとってはBSEにかかるリスクが上がり、安全とは言えません。動物由来タンパク質を牛が食べるということについては摂取防止材を混ぜる等の管理措置を取る必要があるということです。

②に関しましては、日本は最も厳しい措置をとっているかのように思われがちですが、日本以上に厳しくやっているところもあります。例えば、欧州において、日本と同じように定められた蒸製条件に加えて、輸送とか保管についてもルールがあります。また、この部位はセメント化しなさいとか、バイオマス燃料に使いなさいとか、肥料に使いなさいとか、そういうのを分けてしていると聞いています。ですから、特別日本だけ厳しいという訳でもなく、その国のBSE発生状況に応じて、管理措置が設定されています。もちろん今後、リスクの低下に応じて、管理措置も簡素化されていくわけですが、牛に動物由来タンパク質を与えないという飼料規制等は外せないということになります。

